㈡　高年齢者の職業の安定を図るため、高年齢者雇用確保措置等の円滑な実施の促進のために必要な施策を充実すること。（第四条第一項第九号関係）

2　中途採用の措置等

㈠　常時雇用する労働者の数が三〇〇人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、雇い入れた通常の労働者等に占める中途採用により雇い入れられた者の割合を定期的に公表しなければならないものとした。（第二七条の二第一項関係）

㈡　国は、事業主による㈠の割合その他の中途採用に関する情報の自主的な公表が促進されるよう、必要な支援を行うものとした。（第二七条の二第二項関係）

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

1　労災保険率の算定方法の改正

二の2及び3に伴い、複数事業労働者の場合における労災保険率の算定方法について所要の規定の整備を行うものとした。（第一二条第二項及び第三項関係）

2　雇用保険率の弾力的変更の算定方法の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更に係る算定において、教育訓練給付の額と雇用継続給付の額を除いて算定するとともに、算定で用いる国庫の負担額から育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額を除き、算定で用いる徴収保険料額から一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額を新たに除くものとした。（第一二条第五項及び第六項関係）

3　二事業率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定における雇用安定資金の状況による雇用保険率の変更が行われた場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を当該変更された率から一、〇〇〇分の〇・五の率を控除した率に変更することができるものとした。（第一二条第九項関係）

4　雇用保険率の改正

令和二年度及び令和三年度の各年度における雇用保険率については、一、〇〇〇分の一三・五（うち失業等給付に係る率一、〇〇〇分の六）（農林水産業及び清酒製造業については一、〇〇〇分の一五・五（同一、〇〇〇分の八）、建設業については一、〇〇〇分の一六・五（同一、〇〇〇分の八））とするものとした。（附則第一一条第一項関係）

五　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正関係

1　高年齢者就業確保措置

㈠　定年（六五歳以上七〇歳未満のものに限る。以下同じ。）の定めをしている事業主等は、その雇用する高年齢者等について、次に掲げる措置を講ずることにより、六五歳から七〇歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならないものとした。ただし、当該事業主等が、労働者の過半数を代表する者等の同意を厚生労働省令で定めるところにより得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者等について、定年後等から七〇歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでないものとした。（第一〇条の二第一項関係）

(1)　当該定年の引上げ

(2)　六五歳以上継続雇用制度（その雇用する高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等をその定年後等に引き続いて雇用する制度をいう。㈢及び㈣において同じ。）の導入

(3)　当該定年の定めの廃止

㈡　㈠の創業支援等措置は、次に掲げる措置をいうものとした。（第一〇条の二第二項関係）

(1)　その雇用する高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等が新たに事業を開始する場合等に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者等との間で、当該事業に係る委託契約等（労働契約を除き、当該委託契約等に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該委託契約等に基づき当該高年齢者等の就業を確保する措置

(2)　その雇用する高年齢者等が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者等に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限る。）について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者等との間で、当該事業に係る委託契約等（労働契約を除き、当該委託契約等に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該委託契約等に基づき当該高年齢者等の就業を確保する措置

イ　当該事業主が実施する社会貢献事業（社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ　法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業

ハ　法人その他の団体が実施する社会貢献事業であって、当該事業主が社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行っているもの

(3)　六五歳以上継続雇用制度には、事業主が、他の事業主との間で、当該事業主の雇用する高年齢者等であってその定年後等に雇用されることを希望するものを、その定年後等に当該他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者等の雇用を確保する制度が含まれるものとした。（第一〇条の二第三項関係）

㈣　厚生労働大臣は、㈠に掲げる措置及び創業支援等措置（㈤において「高年齢者就業確保措置」という。）の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の六五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置における取扱いを含む。）に関する指針を定めるものとした。（第一〇条の二第四項関係）

㈤　厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針に照らして、高年齢者の六五歳から七〇歳までの安定した雇用の確保その他就業機会の確保のため必要があると認めるとき等に、事業主に対し、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすること並びに高年齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成等を勧告することができるものとした。（第一〇条の三第一項、第二項及び第四項関係）

㈥　事業主による厚生労働大臣への報告事項に、創業支援等措置等に関する状況を追加するものとした。（第五二条第一項関係）

六　特別会計に関する法律の一部改正関係

1　育児休業給付資金の創設

㈠　雇用勘定に育児休業給付資金を置き、同勘定からの繰入金及び㈢による組入金をもってこれに充てるものとした。（第一〇三条の二第一項関係）

㈡　㈠の雇用勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとした。（第一〇三条の二第二項関係）

㈢　雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、育児休業給付費に充てるために必要な金額を、育児休業給付資金に組み入れるものとした。（第一〇三条の二第三項関係）

㈣　雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、育児休業給付資金から補足するものとした。（第一〇三条の二第四項関係）

㈤　育児休業給付資金は、育児休業給付費及び特別会計に関する法律第一〇二条第三項の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができるものとした。（第一〇三条の二第五項関係）